

陸前高田しみんエネルギー卒 FIT 太陽光買取サービス重要事項説明書兼買取条件説明書

本書は、陸前高田しみんエネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様から太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（商品名「陸前高田しみんエネルギー太陽光買取サービス」、本書では以下「買取サービス」といいます。）を提供する際の条件に関する重要な事項を記載し、説明するものです。買取サービスのお申し込みにあたっては本書をよくお読みいただき、契約内容をご理解、ご承諾いただき、また「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」（以下「買取約款」といいます。）及び「個人情報の取扱いについて」記載の事項についてもご承諾いただいた上で、所定の方法によりお申し込みいただきますようお願いいたします。

1 買取サービスのお申し込み方法

所定のお申込書によりお申し込みいただけます。

2 買取開始日

- ・ 買取開始日は、原則として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第3条第1項に基づき経済産業大臣が定める調達期間の満了月（以下「FIT 満了月」といいます。）以降の検針日といたします。
- ・ 当社は、お客様からの買取サービスの申込みを承諾した時には、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経た後、FIT 満了月の翌月以降に速やかに買取を開始いたします。

3 買取単価（単価はすべて税込みとなります。）

エリア対象となる地域単価：岩手県陸前高田市内 10.0 円/kWh

買取単価について変更する場合は、その効力発生日を定めた上で、当社のホームページの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客様にあらかじめお知らせいたします。

4 受電用電力量計の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合のみ）

- ・ 受電用電力量計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様のご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客様のご負担となることがあります。
- ・ 買取サービスの開始または変更等に伴い、一般送配電事業者の供給設備を新たに設置し、または変更する場合で、当社が、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客様から

申し受けます。

5 お客様にご負担いただく場合がある費用（発生した場合のみ）

- ・ お客様のご希望により、月々の電力買取実績の書面による通知をご希望の場合は、その手数料として、発行する書面1通につき、100円（税抜）をお支払いいただきます。当該費用は、買取支払額から控除させていただきます。

6 買取料金のお支払方法

毎年4月末日及び10月末日に、当社からお客様のご指定の預金口座に直前6か月分の買取料金を振り込むことによりお支払します。

7 太陽光買取、保安等にとまなうお客様のご協力

- ・ 一般送配電事業者の供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
- ・ 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむを得ない場合、もしくは電気の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- ・ 当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客様の土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。
- ・ 引込線、受電用電力量計その他お客様の電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・ お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・ お客様が電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・ その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

8 買取サービスのご契約期間、ご契約期間の更新

- ・ ご契約期間は、買取開始日から、24か月目の検針日までといたします。

- ・ ご契約期間満了に先だって買取サービスの終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、ご契約期間満了後も1年ごとに、買取価格以外は、ご契約期間満了日で有効な買取約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。なお、買取条件の説明及び書面交付は、買取サービスの期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客様にお知らせいたします。

9 買取サービスのご解約等に関する事項

- ・ お客様が当社による買取サービスをお止めになる場合、または、太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当社にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・ お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、買取サービスを解約することがあります。この場合、原則として解約日の15日前までにお客様にお知らせいたします。
 - (1) 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までその理由となった事実が解消されない場合
 - (2) お客様が小売電気事業者への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これに伴い太陽光発電に関わる機器が稼働できなくなった場合
 - (3) お客様が買取約款または託送供給等約款に違反した場合、お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、お客様の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約することができます。

10 ご解約等に関するご留意事項

- ・ 買取サービスを解約される場合は、お申し込みをされた日以後、原則として12か月後もしくは6か月後の検針日または最初の計量日を買取サービスの解約日といたします。
- ・ 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を設置した後、お客様のご都合によって買取開始に至らないで買取契約をご変更または取りやめとされる場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされた時は、当社は、その実費をお客様から申し受けます。

11 個人情報の取扱いについて

- ・ 当社は、お客様に係る個人情報を、「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより取り扱います。
- ・ 本書に定めるほか、当社の個人情報保護に対する取組みについては、当社ホームページ等において通知するプライバシーポリシーに定める事項に従うこととします。

12 その他

- ・ お客様が故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客様にお支払いただきます。
- ・ 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- ・ 本書に記載のない事項については、買取約款またはその他関連する当社の契約によりま

小売電気事業者名

陸前高田しみんエネルギー株式会社

代表取締役 大林 孝典

(小売電気事業者登録番号：A0685)

【お問い合わせ先】

電話番号：0192-47-4102

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

(年末年始及び土日祝日を除く。)